

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2025年3月7日

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役 所長

調達管理番号	25c00035000000
調達件名	2025-2027年度課題別研修「中南米地域 生活改善アプローチ実践事例から学ぶ主体性を引き出す普及手法」に係る研修委託契約（ランプサム契約）
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2025年8月4日～2026年3月31日 （特段の問題がない限り、2026年度、2027年度も単年度ごとに契約する。）
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による）
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること。
参加意思確認書提出期限	2025年3月21日 16:00
契約担当部署	筑波センター 研修業務課（担当：秋山 幸代） 電話番号：029-838-1744 メールアドレス： tbicttp@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1)当該契約を締結する能力を有しない者 (2)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4)独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトのとおりです。</p> <p>「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以 上

2025-2027 年度課題別研修

「中南米地域 生活改善アプローチ実践事例から学ぶ主体性を引き出す普及手法」 に係る研修委託契約（ランプサム契約）

参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構筑波センター（以下、「JICA 筑波」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた農村開発分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、生活改善アプローチを通じた持続的農村開発に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定非営利活動法人国際農民参加型技術ネットワーク（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、2013 年度より本研修を継続的に受託した実績を有し、効果的に研修を運営し得る知見を有しております。生活改善アプローチの基礎となる生活改善普及事業は、戦後の日本の開発を下支えした重要な国の政策の一つであり、日本がその知見を持っている特徴的な取り組みではありませんが、当事業は日本では終了しており、研修リソースが非常に限定的になっている状況の中、特定者は、これまでに実施してきた研修等を通じて培った日本の生活改善にかかる人材ネットワークを有し、また、中南米地域に精通した人材を通じて同地域の過年度の帰国研修員とも独自のネットワークを形成しており、本研修が求める国内及び中南米地域の状況やニーズに応じた柔軟な研修プログラムの提案、研修員に対する的確な助言や指導を行うことが可能な機関です。

上記のとおり、特定者は、生活改善の知見・経験や、これまで培った人材ネットワークを活かし、研修目標に沿った研修企画をはじめ、対象国の状況・ニーズに応じた柔軟な研修内容の検討及び運営が可能なことから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2025-2027 年度課題別研修「中南米地域 生活改善アプローチ実践事例から学ぶ主体性を引き出す普及手法」に係る研修委託契約（ランプサム契約）
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間 2025 年度予定：全体研修期間 2025 年 8 月 26 日～2026 年 2 月 28 日
 - 1) 事前プログラム：2025 年 8 月 26 日～2025 年 9 月 25 日

- 2) 遠隔研修：2025年9月26日～2025年10月7日
 - 3) 本邦研修：2025年10月14日～2025年11月1日
 - 4) 在外補完研修（グアテマラ）：2025年11月1日～2025年11月11日
 - 5) 事後プログラム：2025年11月12日～2026年2月28日
- (4) 契約履行期間：2025年8月4日～2026年3月31日（2025年度予定）
- ※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。
- ※本案件を受託した者とは、2027年度まで年度ごとに継続契約を行うことを想定する。詳細は2（2）のとおり。
- ※2026年度、2027年度の実施時期は受注者と調整の上で決定する（単年度契約）。
- (5) ランプサム（一括確定額請負型）契約：本件については、研修実施経費積上方式ではなく、研修委託業務の履行期間内の実施及び完了に対して契約金額（確定額）を支払うランプサム契約にて実施します。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和04・05・06年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これ

らに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内

容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

1) 技術力に関する要件

本研修実施に十分な技術力を有すること。(A4 サイズ、1~2 枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと)

2) 業務執行体制に関する要件

ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

3) 本研修委託業務契約は、2025 年度~2027 年度に実施する計 3 回の研修コース全体を対象とする。2025 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2027 年度案件まで継続契約を行う（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結する。また、在外補完研修の実施を予定しており、在外補完研修への同行及び実施準備も委託業務に含める予定である。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2025 年 3 月 21 日 (金) 16 : 00 まで
	提出場所	〒305-0074 茨城県つくば市高野台 3-6 JICA 筑波 研修業務課 (担当 : 秋山 幸代) 電話 029-838-1744 メールアドレス : tbicttp@jica.go.jp
	提出書類	参加意思確認書 (別紙 3)、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	電子メール又は持参又は郵送 (郵送の場合は 書留としてください。)

(2) 審査結果の通知	通知日	2025年3月26日(水)
	通知方法	電子メール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	上記(1)提出場所と同じ
	請求方法	電子メール又は持参又は郵送(郵送の場合は書留としてください。)
	請求締切日	2025年4月2日(水)16:00まで
	回答予定日	2025年4月9日(水)
	回答方法	電子メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。
- (12) 各書類について、電子メールでの提出も認めます。メール提出の場合は、下記のメールアドレスへ提出期限最終日午後4時までに必着で送信して下さい。

メールタイトルは「【XXX(各書類名)の提出(社名●●)】2025-2027年度課題別研修「中南米地域生活改善アプローチ実践事例から学ぶ主体性を引き出す普及手法」に係る研修委託契約」として下さい。

宛先電子メールアドレス：tbictp@jica.go.jp

◆研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

◇研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_01.pdf

◇別添 押印を省略する場合の様式例

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_02.pdf

※) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので 1 回あたりのメールの容量が 4 メガバイト以下になるよう、PDF データを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますのでご注意ください。

以 上

2025-2027 年度課題別研修
「中南米地域 生活改善アプローチ実践事例から学ぶ主体性を引き出す普及手法」
に係る研修委託契約
業務概要

以下の記載は、2025 年度に係るものである。2026 年度、2027 年度については、別紙 1「業務仕様書」2. 応募資格（2）その他の要件3）案件受託上の条件を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

「中南米地域 生活改善アプローチ実践事例から学ぶ主体性を引き出す普及手法」

(2) 研修期間（予定）

全体研修期間 2025 年 8 月 26 日～2026 年 2 月 28 日

- ① 事前プログラム：2025年8月26日～2025年9月25日
- ② 遠隔研修：2025年9月26日～2025年10月7日
- ③ 本邦研修：2025年10月14日～2025年11月1日
- ④ 在外補完研修（グアテマラ）：2025年11月1日～2025年11月11日
- ⑤ 事後プログラム：2025年11月12日～2026年2月28日

(3) 研修員（予定）

1) 受入人数：10 名（定員 10 名）

2) 研修対象国：コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、
パナマ、ボリビア、コロンビア、パラグアイ、エクアドル

※2026 年度、2027 年度の割当国は要望調査の結果によって決定される。

3) 対象組織：

農村開発分野において、コミュニティへの普及事業計画・事業実践等を担う
中央政府機関、地方政府機関、NGO 等

4) 研修員資格要件：

- 自国の政府から所定の手続きに従って推薦を受けること
- 研修に耐え得る健康を有すること
- 研修で使用する言語につき十分な語学力を有すること
- 農村開発分野において、コミュニティへの普及事業計画・事業実践等を担当する者（普及員を指導する立場の者が望ましい）
- 上記実務経験を 3 年以上有する者
- 大卒、短大卒の学歴を有する者

- 年齢が 55 歳未満の者（30 歳以上 45 歳以下が望ましい）
- JICA 技術協力プロジェクトに参加している者、或いは関わる予定の者が望ましい
- PC やインターネットアクセスを含む遠隔研修の受講環境を整えられること

（４）研修使用言語：スペイン語

（５）研修の背景・目的

JICA は、戦後から日本で実施されてきた生活改善普及事業について、2002 年から 3 年間にわたりそのコンセプトや手法、効果について総合的に検証し、それらを「生活改善アプローチ」として整理した。

中南米地域の国々は、相対的に所得水準が高い国が多いものの、国内の貧富の格差は大きい状態が続いており、先住民地域などの貧困農村地域において活力ある農村の振興を図る上で、住民の主体性を重んじ開発の基礎を支える事業として生活改善普及事業の展開が望まれている。こうしたニーズを受け、JICA 筑波では、生活改善アプローチの開発途上国での推進及び応用を目的に、2005 年度から中米カリブ地域及び南米地域を対象とした研修を実施してきた。

その過程で、中米カリブ地域では、帰国研修員ネットワーク「中米カリブ及びメキシコ参加型農村開発ネットワーク (REDCAM-drp 通称レドカム)」が形成され、中南米対象国全体で、帰国研修員による自立的な活動が継続されており、一部政策面・制度面への導入が果たされた国もある。生活改善活動成果の更なる可視化や政策面・制度面への適用を目指し、広域生活改善アドバイザーが中米カリブ地域に派遣され、コスタリカでは農牧省内に農牧普及総局普及手法開発部生活改善ワークユニットが設置されて帰国研修員が中心となって生活改善実証プロジェクトが実施された。エルサルバドルでは生活改善アプローチを軸とする地方自治体能力強化プロジェクトが実施され、コスタリカ及びエルサルバドルでは草の根技術協力も実施された。ドミニカ共和国では農地庁に生活改善課が設置され普及活動が展開されている。パナマでは主に農業開発省 (MIDA) の帰国研修員が中心となって活動を継続しており、MIDA 内で普及ツールとして活用されている。

このような状況の下、2019 年度～2024 年度は、特に「持続的農村開発のための普及手法の適用と普及員の育成」を強化する研修を実施してきたが、2024 年度には研修開始 20 周年を迎え、中南米での事例も多く蓄積されていることから、2025 年度～2027 年度での研修では、実践事例から学ぶ生活改善アプローチとして、アプローチの概念の理解から、日本・中南米の事例を中心とした具体的な適用例を学び、研修員自らの業務及び所属組織の方針や業務に適用することを目指す。

（６）案件目標

研修員が、生活改善アプローチの概念と実践事例を学び、自己業務及び所属組織で実践するための生活改善活用案を作成し、実施結果を共有する。

(7) 単元目標 (アウトプット)

- 1) 生活改善アプローチの基本的な考え方を理解し、所属組織や対象地域等の課題が抽出される。(インセプションレポート作成)
- 2) 日本の生活改善普及事業及び実践事例について理解する。
- 3) 中南米地域の実践事例について理解する。
- 4) 生活改善アプローチを論理的に説明できるようになる。
- 5) 自己業務及び所属組織で実践するための生活改善活用案を作成する。
- 6) 生活改善活用案の取り組み結果を報告し、相互に学び合い、今後の展開を考察する。(事後プログラム)

(8) 研修内容

1) 研修項目

本コースは、事前プログラム、遠隔研修、本邦研修、在外補完研修及び事後プログラムから構成される。主な研修項目は次のとおり。

【事前プログラム】

- ① 事前課題：自己学習レポート及びインセプションレポートの作成
 - ・ 生活改善アプローチの基礎を把握
 - ・ 研修員による現状の分析及び課題の把握
 - ・ 自国における生活改善アプローチ活用の検討
- ② 遠隔研修実施方法説明会：接続確認を含め、遠隔研修実施方法や遠隔ツールを具体的に説明し使用方法を指導
- ③ 関係者紹介
- ④ インセプションレポート素案に対するレポート最終化に向けた指導
- ⑤ 日本文化・日本農村文化紹介：チームビルディングを意識し、生活改善アプローチの理解に欠かせない日本文化・農村文化を紹介

【遠隔研修】

- ① コースオリエンテーション
- ② インセプションレポート共有、意見交換を通じた自国の課題の把握と生活改善アプローチの自国への適用性について考察
- ③ 講義：視聴覚教材を活用したオンデマンド講義及び生活改善基礎講義の実施、研修員からの質問シートに対する回答提示

【本邦研修】

単元目標に沿って、以下の講義、討議、演習、視察を行う。

- ① 講義：日本の生活改善普及事業の目的・特徴
日本の生活改善普及事業の実践事例・特徴

生活改善活動の可視化の重要性

生活改善活動の定性評価・定量評価

- ② 視察：日本の生活改善普及事業の実践事例・農業改良普及員との連携
日本の生活改善普及事業が展開された時代が分かる資料館等
- ③ 討議：元生活改良普及員や生活改善実践グループ員等との意見交換
- ④ 演習：普及ツールの紹介・体験
普及員としての心構え
自己組織の生活改善事業プロフィール検討
- ⑤ 振り返り：機会を多く設け、学びの確認、自国への適用を考察
- ⑥ 生活改善適用案（アクションプラン）ドラフト版の作成

【在外補完研修】

- ① 講義：実施国帰国研修員の生活改善普及活動
- ② 視察：実施国帰国研修員による生活改善実践事例
- ③ 討議：実施国帰国研修員・生活改善実践グループ員との意見交換
- ④ 遠隔による他国の帰国研修員による生活改善実践事例紹介・意見交換
- ⑤ 生活改善適用案（アクションプラン）の最終化

【事後プログラム】

- ① 生活改善適用案（アクションプラン）を所属組織に共有し帰国直後の活動を実践
- ② 活動取り組み結果を報告、相互に学び合い今後の展開を考察

2) 研修方法

ア. 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。

イ. 演習／実習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認ができるようにすると共に、応用力も養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。

ウ. 見学・研修旅行

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。研究機関だけでなく民間会社（メーカー）等への訪問も含め、より適応範囲の広い技術が習得できるよう工夫する。

エ. 討議／振り返り

講義や演習、見学等との関連性を重視し、学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。そのために、疑問点や不明な点を明らかにし、活発な議論を導くことができる

よう工夫する。

オ. レポートの作成・発表

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるように指導する。各レポートの狙いは以下のとおり。

【自己学習レポート・インセプションレポート】

研技術協力コンテンツ「生活改善アプローチによる農村コミュニティ開発」の中で指定した視聴覚教材及びテキストを自己学習しレポートにまとめ、生活改善アプローチの基礎を学ぶ。また、インセプションレポートは、自国の現状を把握し、課題を抽出し、生活改善アプローチの適用性についての考察を取り纏めたものとする。

【生活改善活用案（帰国後に自国で取り組むアクションプラン）】

研修での学びとの要点と自国での適用方法・活用案について取り纏めたものとする。生活改善活用案は、帰国後に研修員の所属組織・関係機関において生活改善推進に向けた政策・戦略・制度の整備等やコミュニティ・レベルによる活動として活用されることが期待される

【ファイナルレポート（帰国後に自国で実践した活動に関する報告）】

帰国後に生活改善活用案を研修員所属先に共有し、計画した活動を実践し、それを取り纏めたものとする。

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. プログラムオリエンテーション

技術研修に先立ち、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。

ウ. 本邦研修までの評価会・本邦研修修了ミーティング

本邦研修の修了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。

エ. 在外補完研修評価確認・閉講式

在外補完研修修了に際し、研修の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。在外補完研修実施場所にて閉講式を実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025年8月4日～2026年3月31日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含む）

(2) 業務の概要

本研修委託業務を受託した法人等は、各研修員が上記「1. 研修コース概要」の（6）案件目標（7）単元目標を達成できるよう、（8）研修内容に沿って、以下に示す業務を行う。

(3) 詳細

受託者は、別紙「研修実施計画書」に基づく研修の実施及びその運営に必要な以下の業務を、委託者と密接な連絡をとりながら実施するものとする。

事前準備期間

- 1) 各種レポートフォーマット等について JICA 筑波との調整・確認・提案
- 2) 研修評価項目・評価基準等についての JICA 筑波との調整・確認・提案
- 3) 研修実施のための各種調整、事前手配

事前プログラム

- 1) 研修開始に際して必要となる研修員への連絡・指示・質問回答
- 2) 事前課題・インセプションレポートの提出促進及び研修員からの問い合わせに対する助言・指導
- 3) 事前課題の内容確認、同課題の精度向上のための研修員への助言
- 4) インセプションレポート内容の分析、同レポート精度向上のための研修員への追加情報提供・追記依頼及び調整
- 5) チームビルディングのための、また、生活改善アプローチの理解に欠かさない日本文化紹介・日本農村文化紹介
- 6) 遠隔研修実施のための手配、準備（研修員への連絡・指示・質問回答を含む）、接続確認、実施

遠隔・本邦研修

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配

- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) コースオリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の分析・評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 各種発表会・討論会の実施（研修員が作成した発表資料データの取り付け・管理と配布等を含む）
- 20) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 21) 本邦修了ミーティング・閉講式実施補佐
- 22) 研修監理員からの報告聴取
- 23) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 24) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 25) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 26) 遠隔研修実施のための手配、準備（研修員への連絡・指示・質問回答を含む）、接続確認、実施

在外補完研修

- 1) 帰国研修員による生活改善優良実践事例の推薦
- 2) 有識者や第三国帰国研修員等の選定に係る助言
- 3) 帰国研修員や関係者との研修実施に係る調整支援
- 4) 在外補完研修の同行及び実施補助
- 5) 研修員の学びの促進
- 6) 関係帰国研修員に必要な技術的助言
- 7) 生活改善適用案最終化に係る指導
- 8) 一部研修を遠隔で実施するための準備、実施補助

事後プログラム

- 1) 生活改善適用案に基づく活動実践に係る助言・指導
- 2) ファイナルレポート様式作成
- 3) ファイナルレポートの提出促進及び研修員からの問い合わせに対する助言・指導

- 4) ファイナルレポートの内容分析、及び同レポート精度向上のための帰国研修員への追加情報提供・助言、最終化の確認
- 5) ファイナルレポート内容の取りまとめ（一覧表の作成）
- 6) 遠隔による討議設定：
 - ・ 講師の選定、同講師への依頼文書の発出
 - ・ 講師へのファイナルレポートの事前共有
 - ・ 講師への講義謝金・交通費の支払い
 - ・ 講師への礼状の作成・送付
 - ・ 過年度帰国研修員の選定、出席依頼
- 7) 遠隔討議実施のための手配、準備、接続確認、遠隔討議実施
- 8) 帰国研修員活動状況・各国セクター状況の概要把握及び報告
- 9) 事後プログラム実施結果の分析・評価と改善策の検討

事後整理期間

- 1) 研修実施結果の評価・分析（単元目標・案件目標の達成度確認含む）と評価方法にかかる改善策の検討
- 2) 反省会資料の作成及び反省会への出席
- 3) 講義テキスト及び研修員が提出する各種レポートの JICA への提出
- 4) 業務進捗報告書作成
- 5) 業務完了報告書作成

本業務にかかる報告書の提出

2025 年度本業務実施分の報告書として、業務進捗報告書及び業務完了報告書を、以下のとおり指定された期日までに提出するものとする。

プログラム名	提出書類	提出期限（予定）
事前プログラム 遠隔研修 本邦研修 在外補完研修	業務進捗報告書	2025 年 12 月 23 日
事後プログラム	業務完了報告書	2026 年 3 月 18 日

3. 留意事項

- (1) 研修実施の運営にかかる教材・テキストの翻訳・製本の手配については、原則、機構或いは機構が指定する業者を通じて別途行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。
- (2) 本業務概要は予定段階のものであり、詳細については変更となる可能性がある。

- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照すること。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html
- (4) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務：本業務においては、「2. 委託業務の内容」に記載したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以 上

2025年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役
所長 高橋 亮 様

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2025-2027年度課題別研修「中南米地域 生活改善アプローチ実践事例から学ぶ主体性を引き出す普及手法」に係る研修委託契約に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 全省庁統一資格（令和04・05・06年度全省庁統一資格）
登録番号：

2 法人概要

※法人概要について記載（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。）

3 応募要件

(1) 基本的要件：

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載してください。記載しきれない場合は別紙添付でも可。

※「2応募資格」を参照し必要書類を添付してください。

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以上